

令和元年 5 月 13 日

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

療養費適正化特別対策班

理念 1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：療養費請求額の上位 4%の施術所の中から申請内容を精査し、抽出された重点確認施術所について、その申請内容の確認作業を実施しています。

理念 2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：健康被害を無くすための医科受診指導を促進するという理念のもと、平成 28 年 11 月より、合計件数、比率と共に「転医件数」も公開することとしました。また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式を作成し、本会 HP に掲載しています。

報告：①平成 28 年 3 月から 10 月までの施術分の初検料のみの申請書件数は 608 件で、全体の 0.05%でした。
②平成 28 年 11 月から平成 29 年 1 月までの申請書件数は 816 件で、全体の 0.20%でした。
③平成 29 年 2 月から平成 29 年 3 月までの申請書件数は 560 件で、全体の 0.21%でした。
④平成 29 年 4 月から平成 29 年 11 月までの申請書件数は 2,347 件で全体の 0.23%でした。
⑤平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月までの申請書件数は 505 件で全体の 0.21%でした。
⑥平成 30 年 2 月から平成 30 年 9 月までの申請書件数は 1,950 件で全体の 0.21%でした。
⑦平成 30 年 10 月から平成 31 年 3 月までの申請書件数は 1,378 件で全体の 0.20%でした。

※別表については[こちら](#)をご覧ください。

理念 3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成 28 年 7 月、「療養費適正化特別対策班規程」を策定し、構成員を委嘱するとともに、療養費の適正化に向け会員への指導、改善に努めています。

理念4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：①新入会者・届出事項変更者（移転、管理者変更）への看板画像提出後の指導継続。（適正化理念、広告ガイドラインの進捗、各保健所の現状説明等）

【H30.10～H31.3まで 指導連絡件数 22件】

※届出事項変更者、看板取替え、広告チラシについては事前相談が増加。

【H30.10～H31.3まで 電話相談件数 5件】

②違法広告チラシ（情報提供）の確認。

- ・整骨院、接骨院記載チラシ
- ・整体院・カイロのみの記載のチラシであるが実態は整骨院・接骨院
- ・整体院等の無資格業者チラシの分類

※情報提供数が増加している。

報告：①平成30年10月から平成31年3月までに相談窓口へ寄せられた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府の保険医療企画課に116件の情報提供を行いました。

②堺市保健所・八尾市保健所へ指導内容を確認しました。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、適正な往療料の支給要件について周知および指導しています。

その他

①平成30年10月から平成31年3月までに府内6ブロック（全18ブロック）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催し、192人参加しました。

②適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する会員からの問い合わせは、平成30年10月から平成31年3月までの間に延べ1,199件ありました。